

# 小牧市議会基本条例

平成 27 年 9 月 15 日

条例 36 号

## 目次

### 前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 3 条－第 5 条）

第 3 章 市民と議会との関係（第 6 条－第 8 条）

第 4 章 市長等と議会との関係（第 9 条－第 12 条）

第 5 章 議員の政治倫理（第 13 条）

第 6 章 会派及び政務活動費（第 14 条・第 15 条）

第 7 章 議会事務局（第 16 条）

第 8 章 災害への対応（第 17 条）

第 9 章 最高規範性（第 18 条）

第 10 章 見直し手続（第 19 条）

### 附則

小牧市議会は、市長その他の執行機関とけん制及び調和の関係を保ち、市民の負託に応えるために、行政運営状況の監視、政策の提言を行うという本来の議会の役割に加え、地方分権時代にふさわしいあるべき議会を目指し、これまで議会の活性化や議会改革に積極的に取り組んできました。

小牧市議会は、二元代表制のもとでの議会及び議員のあり方を明確に示すとともに、更に議会改革を進め、より透明性の高い市民にわかりやすい議会運営に努めながら、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを目指し、市民福祉の向上と更なる市政の発展に寄与することを決意し、ここに、この条例を制定します。

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、小牧市議会（以下「議会」といいます。）の基本理念を明らかにするとともに、議会及び小牧市議会議員（以下「議員」といいます。）の活動原則、議会運営の原則、市民と議会との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）と議会との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることを目的とします。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制のもと、市民の意向を市政に反映させるため、議論を尽くし、市政における唯一の議決機関として、公正な判断をすることによって、真の地方自治の実現を目指すものとします。

第2章 議会及び議員の活動の原則

(議会活動の原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとします。

- (1) 情報の公開を積極的に図るとともに、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意向を的確に把握し、市政及び議会活動に反映すること。
- (3) 市長等の行政運営状況の監視を適切に行うこと。
- (4) 提出された議案の審議、審査を行うほか、政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (5) 言論の府（議会が、議員間における自由かつ充実した討議の場であることをいいます。以下同じです。）及び合議制の機関（議会は、複数の人の合議によって事を決定する機関であることをいいます。以下同じです。）として、議員間の自由な討議を尊重し、議会全体の合意形成を目指すこと。
- (6) 議会改革を継続的に推進すること。

(議会運営の原則)

第4条 小牧市議会議長（以下「議長」といいます。）は、中立公正に職務を遂行するとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとします。

(議員活動の原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとします。

- (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (2) 自らの資質の向上のため、日常の調査、研修等自己研さんに努めること。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民が議会の活動に参加する機会を確保するものとします。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第115条の2第1項の規定に基づく公聴会制度及び同条第2項の規定に基づく参考人制度を活用し、市民の意思を議会の審議に反映するよう努めるものとします。

3 議会は、市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言に適切に反映させるものとします。

（情報公開の推進）

第7条 議会は、会議及び委員会を原則公開とし、市民に対して説明責任を果たすとともに、開かれた議会運営に資するため、積極的に情報公開に努めるものとします。

（広報活動等の充実）

第8条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、情報通信技術の活用その他の多様な手段を活用することにより、広報活動及び広聴活動の充実に努めるものとします。

#### 第4章 市長等と議会との関係

（市長等との関係の基本原則）

第9条 議会は、二元代表制のもと、議会審議における市長等との相互のけん制と調和の関係を保つものとします。

2 議会は、公正に、適切に及び効率的に行政運営されるよう監視するものとします。

（議会への政策等の説明要求）

第10条 議会は、市政における重要な計画、政策及び課題について、市長等に対し必要な情報を明らかにするよう求めることができます。

（議決事件）

第11条 議会は、市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、特に重要な事件について、法第96条第2項の規定に基づき、別に条例で定めるものとします。

（市長等の議員への反問）

第12条 市長等は、会議や委員会における議員の質問及び質疑に対し、議長又は委員長長の許可を得て、反問することができます。

#### 第5章 議員の政治倫理

第13条 議員は、市民から負託された市民の代表としての責任を有することを自覚し、公正、誠実及び清廉を基本として、政治倫理の向上と確

立に努めなければなりません。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるものとします。

## 第6章 会派及び政務活動費

(会派)

第14条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。

2 会派は、基本的な理念、政策等が一致する議員で構成するものとします。

3 会派に属する議員は、政策の立案、提言、決定等に関し、会派内において調整を行い、合意形成に努めるものとします。

(政務活動費)

第15条 会派及び会派に属さない議員（以下「会派等」といいます。）は、小牧市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年小牧市条例第1号）の規定に基づく政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとします。

2 会派等は、政務活動費の適正な執行に努め、その用途については、市民に対して説明責任を負うものとします。

3 会派等は、政務活動費を活用した調査研究その他の活動の結果について、議長に報告するとともに、議会活動の場で活かしていきます。

4 会派等は、政務活動費の透明性を図るため、全ての支出の証拠を明確に公表するものとします。

## 第7章 議会事務局

(議会事務局の機能強化等)

第16条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実及び強化を図り、並びに組織体制の整備を図るものとします。

## 第8章 災害への対応

第17条 議会は、小牧市災害対策本部と情報を共有し、市民生活の安定維持に努めるものとします。

2 議員は、災害対策、人命救助等の知識及び技能の習得に努めるものとします。

## 第9章 最高規範性

第18条 議会は、この条例を議会における最高規範として尊重しなければなりません。

## 第 10 章 見直し手続

第 19 条 議会は、この条例の施行後、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、見直しの必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、適切な措置を講じるものとします。

### 附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

### 附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。